

# 玉木雄一郎を総理大臣にする会 寄附金規約

## 第1条（目的）

本規約は、玉木雄一郎を総理大臣にする会（以下「当団体」という）の寄附金の受付、管理及び使用に関する事項を定め、透明性及び適正性を確保することを目的とする。

## 第2条（寄附の受付）

1. 当団体は、政治活動の資金として、個人からの寄附を受け付ける。
2. ただし、以下の者からの寄附は受け付けないものとする。
  1. 法人
  2. 外国籍の個人または法人
  3. 公共団体またはこれに準ずる団体
  4. 犯罪に関与した者、反社会的勢力
  5. その他、当団体が不適切と判断した者
3. 寄附者は、当団体の理念及び活動に賛同する者に限る。

## 第3条（寄附の方法）

1. 寄附は、銀行振込、クレジットカード決済、現金、その他当団体が認める方法で行うものとする。
2. 寄附者は、当団体が指定する情報（氏名、住所、連絡先、職業等）を提供するものとする。
3. 他人名義又は匿名の寄附は受け付けない。但し、政治資金規正法に基づき許容される場合を除く。

## 第4条（寄附の金額及び制限）

1. 寄附金額の上限は、政治資金規正法その他の関連法令に従う。
2. 1回の寄附額及び年間の寄附総額について、政治資金規正法その他の関連法令に従う。

## 第5条（寄附金の管理及び使用）

1. 受領した寄附金は、当団体の政治活動にのみ使用するものとする。
2. 寄附金の管理は、適正な会計処理に基づき、適切に行うものとする。
3. 収支報告書を作成し、必要に応じて公開する。
4. 収支報告書における寄附者の記載については政治資金規正法その他の関連法令に従う。

#### **第6条（返金の不可）**

原則として、寄附金は理由の如何を問わず返金しない。ただし、法律上返還義務が生じた場合はこの限りではない。

#### **第7条（規約の改定）**

本規約の改定は、必要に応じて本会代表の決定により行うことができる。

本規約は、2025年3月1日より施行する。